

滋賀県税条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、改正すべき「滋賀県税条例」(昭和 25 年滋賀県条例第 55 号)の規定のうち平成 28 年 4 月 1 日に施行する規定等について、専決により改正を行いました。

2 主な改正内容

(1) 法人事業税

資本金または出資金の額が 1 億円超の普通法人に係る法人事業税所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税(付加価値割、資本割)の割合を改正前(平成 27 年度)の 8 分の 3 から 8 分の 5 に拡大することとしました。(第 38 条の 3・付則第 19 条関係)

【改正前】(平成 27 年度)

外形標準課税：所得割 = 3 : 5
税率の内訳

外形標準課税	3	付加価値割	0.72%
	..	資本金割	0.3%
	所得	所得割	6.0%
	5	(地方法人特別税)	(2.9%)



【改正後】(平成 28 年度～)

外形標準課税：所得割 = 5 : 3
税率の内訳

外形標準課税	5	付加価値割	1.2%
	..	資本金割	0.5%
	所得	所得割	3.6%
	3	(地方法人特別税)	(2.9%)

※国・地方を通じた法人実効税率②34.62% → ②732.11% → ②29.97%
税率【例：3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人の場合】

	【改正前】 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度	【改正後】 平成 28 年 4 月 1 日以後に 開始する事業年度
付加価値割	0.72%	1.2%
資本金割	0.3%	0.5%
所得割	6.0%	3.6%
(うち地方法人特別税)	(2.9%)	(2.9%)

(2) 不動産取得税

中小企業者が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局の用に供する一定の不動産を取得した場合における当該不動産の価格の 6 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第 8 条関係)

3 その他の改正内容

(1) 個人県民税

個人住民税の寄附金税額控除(ふるさと納税)に係る特例控除額について、分離課税に係る課税所得のみを有する場合の控除限度額を、所得割額の 1 割から 2 割に拡充することとしました。(付則第 5 条の 5 関係)

(2) 法人事業税

事業規模が一定以下の法人について、2(1)の措置に伴って拡大した外形標準課税の負担増額を軽減する経過措置を講じることとしました。(改正条例付則第4項、第5項、第6項および第7項関係)

(3) 不動産取得税

ア 市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する従前の宅地等に対応する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象に第一種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する宅地等を追加しました。(第39条の2関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長しました。(付則第7条の4関係)

ウ 新築の特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長しました。(付則第7条の4関係)

エ 医療法に規定する医療計画に基づき周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止しました。(付則第8条関係)

オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長しました。(付則第8条関係)

(4) 自動車取得税

ア エコカー減税の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えました。(付則第10条の2の2および付則第10条の2の4関係)

イ 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除について、その適用期限を平成29年3月31日まで延長しました。(付則第23条関係)

(5) 自動車税

東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に取得された自動車に対して、平成28年度分の自動車税の納税義務を免除する特例措置を講ずることとしました。(付則第25条関係)

(6) その他必要な規定の整備を行いました。

4 施行期日

この条例は、原則として平成28年4月1日から施行することとしました。ただし、3(3)アの改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

滋賀県税条例 新旧対照表（第1条関係）

旧	新												
第1条～第38条の2 省略	第1条～第38条の2 省略												
(法人の事業税の税率)	(法人の事業税の税率)												
第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業および保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業および保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。												
(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額												
ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の0.72</u> を乗じて得た金額	ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の1.2</u> を乗じて得た金額												
イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の0.3</u> を乗じて得た金額	イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の0.5</u> を乗じて得た金額												
ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額	ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額												
<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td><u>100分の3.1</u></td></tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td><u>100分の4.6</u></td></tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td><u>100分の6</u></td></tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td><u>100分の1.9</u></td></tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td><u>100分の2.7</u></td></tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td><u>100分の3.6</u></td></tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>												
(2)および(3) 省略	(2)および(3) 省略												
2 省略	2 省略												
3 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	3 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。												
(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	(1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額												
ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の0.72</u> を乗じて得た金額	ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の1.2</u> を乗じて得た金額												
イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の0.3</u> を乗じて得た金額	イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の0.5</u> を乗じて得た金額												
ウ 各事業年度の所得に <u>100分の6</u> を乗じて得た金額	ウ 各事業年度の所得に <u>100分の3.6</u> を乗じて得た金額												
(2)および(3) 省略	(2)および(3) 省略												

第38条の4～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2第1項～第9項 省略

10 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第73条第1項第2号または第118

条の7第1項第2号(同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第73条第1項第3号または第118条の7第1項第3号(同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定する宅地、借地権または建築物(以下この項において「従前の宅地等」という。))に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同法第73条第1項第4号もしくは第118条の7第1項第3号または同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用される同法第118条の7第1項第3号に規定する施設建築敷地もしくはその共有持分もしくは施設建築物の一部等もしくは建築施設の部分または施設建築敷地もしくは施設建築物に関する権利の価額(同法第103条第1項または第118条の23第1項(同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により確定した価額とする。))の合計額に対する従前の宅地等の価額(同法第72条の権利変換計画において定められ、または同法第118条の23第1項の規定により確定した価額とする。))の合計額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

第38条の4～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2第1項～第9項 省略

10 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第73条第1項第2号もしくは第7

号に規定する者または同法第118条の7第1項第2号(同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第73条第1項第3号もしくは第8号に規定する宅地、借地権もしくは建築物もしくは指定宅地もしくはその使用収益権または同法第118条の7第1項第3号(同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定する宅地、借地権もしくは建築物(第2号において「従前の宅地等」という。))に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第1号に掲げる金額に対する第2号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(1) 次に掲げる価額(都市再開発法第103条第1項または第118条の23第1項(同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。))の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。))の合計額

ア 都市再開発法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地もしくはその共有持分または施設建築物の一部等の価額

イ 都市再開発法第73条第1項第9号に規定する個別利用区内の宅地またはその使用収益権の価額

ウ 都市再開発法第118条の7第1項第3号に規定する建築施設の部分の価額

エ 都市再開発法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される同法第118条の7第1項第3号に規定する施設建築敷地または

	<u>施設建築物に関する権利の価額</u> (2) 従前の宅地等の価額（都市再開発法第72条の権利変換計画において定められ、または同法第118条の23第1項の規定により確定した価額をいう。）の合計額
11 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金または密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。 (1) 省略 (2) 都市再開発法第91条第1項の規定による補償金で、同法第79条第3項もしくは同法第111条の規定により読み替えられた同法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等もしくは建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第71条第1項の規定による申出をしたと認められる場合として施行令第39条の2第1項に定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第73条第1項第17号の権利変換期日 (3) 省略	11 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金または密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。 (1) 省略 (2) 都市再開発法第91条第1項の規定による補償金で、同法第79条第3項もしくは同法第111条の規定により読み替えられた同法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等もしくは建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第71条第1項の規定による申出をしたと認められる場合として施行令第39条の2第1項に定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第73条第1項第22号の権利変換期日 (3) 省略
12 省略	12 省略
13 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第205条第1項第2号または第7号に掲げる者が同法第2条第5号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第205条第1項第3号に規定する宅地、借地権もしくは建築物または同項第8号に規定する指定宅地もしくはその使用収益	13 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第205条第1項第2号または第7号に規定する者が同法第2条第5号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第205条第1項第3号に規定する宅地、借地権もしくは建築物または同項第8号に規定する指定宅地もしくはその使用収益

権（以下この項において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同条第1項第4号に規定する防災施設建築敷地もしくはその共有持分もしくは防災施設建築物の一部等または同項第9号に規定する個別利用区内の宅地もしくはその使用収益権の価額（同法第247条第1項の規定により確定した価額とする。）の合計額に対する従前の宅地等の価額（同法第204条の権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額の割合を乗じて得た額を控除する。

14～17 省略

第39条の3～第60条 省略

（自動車税の税率）

第61条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）～（5） 省略

2 および 3 省略

4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車が規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。付則第10条の2の2および第10条の2の4において同じ。）の2分の1に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。

第61条の2～第150条 省略

付 則

第1条～第5条の4の2 省略

権（以下この項において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同条第1項第4号に規定する防災施設建築敷地もしくはその共有持分もしくは防災施設建築物の一部等または同項第9号に規定する個別利用区内の宅地もしくはその使用収益権の価額（同法第247条第1項の規定により確定した価額とする。）の合計額に対する従前の宅地等の価額（同法第204条の権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額の割合を乗じて得た額を控除する。

14～17 省略

第39条の3～第60条 省略

（自動車税の税率）

第61条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）～（5） 省略

2 および 3 省略

4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車が規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。付則第10条の2の2、第10条の2の4および第10条の3において同じ。）の2分の1に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。

第61条の2～第150条 省略

付 則

第1条～第5条の4の2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1)～(5) 省略

第5条の6～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

(1)～(5) 省略

第5条の6～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項

の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2～7 省略

8 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画に

定められた同条第2項第2号に掲げる医療連携体制に関する事項に従って周産期医療を提供する同法第1条の2第2項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に行われたときは当該不動産の価格の2分の1に相当する額を、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは当該不動産の価格の3分の1に相当する額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときは当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成28年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成28

の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2～7 省略

（削除）

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成30年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成30

年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

10 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第13項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

11 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第15項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第16項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

12 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その

年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

9～12 省略

全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第18項に規定するものにつき1,200万円」とする。

13 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第7項に規定する特例事業者が、同条第3項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第2号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 建替え(建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。)その他総務省令で定める行為により家屋(都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。)の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

(2) 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

(3) 第1号に掲げる土地の上に新築される特定家屋

(4) 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

(5) 前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

13 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第4号に掲げるものをいう。)が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全

性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の維持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして総務省令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2～第10条の2 省略

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

（1）省略

（2） 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

（ア） 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適

第8条の2～第10条の2 省略

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

（1）省略

（2） 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）

アおよびイ 省略

用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第12項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条および付則第10条

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エおよびオ 省略

の2の4第1項において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

アおよびイ 省略

100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エおよびオ 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定

にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基

にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

アおよびイ 省略

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エおよびオ 省略

準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 省略

第10条の2の3 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(6) 省略

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

(3) 付則第10条の2の2第2項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)

5 省略

第10条の2の3 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(6) 省略

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

(3) 付則第10条の2の2第2項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)

で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25
万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

(3) 付則第10条の2の2第3項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車
(電力併用自動車に限る。)

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」という。)
で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第
44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15
万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

(3) 付則第10条の2の2第4項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車
(電力併用自動車に限る。)

5～12 省略

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自
動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天
然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において
同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用
いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。次項にお
いて同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる
自動車で同条第2項に規定するものをいう。次項において同じ。)および

で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第
44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25
万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

(3) 付則第10条の2の2第3項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車
(電力併用自動車に限る。)

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」という。)
で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第
44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15
万円を控除して得た額」とする。

(1)および(2) 省略

(3) 付則第10条の2の2第4項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車
(電力併用自動車に限る。)

5～12 省略

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自
動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天
然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において
同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用
いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう
_____)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる
自動車で同条第2項に規定するものをいう_____)および

ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次項および第4項第3号において同じ。）ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第61条第1項第1号イ	29,500円	33,900円

ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ。）ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する平成28年度分

の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(省略)

	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第61条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第61条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円

	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第61条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第61条第1項第4号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第61条第1項第5号ア	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円

	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

2. 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自（削除）

動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円

	<u>13,800円</u>	<u>15,100円</u>
	<u>15,700円</u>	<u>17,200円</u>
	<u>17,900円</u>	<u>19,600円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>22,500円</u>
	<u>23,600円</u>	<u>25,900円</u>
	<u>27,200円</u>	<u>29,900円</u>
	<u>40,700円</u>	<u>44,700円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>32,400円</u>
<u>第61条第1項第1号イ</u>	<u>34,500円</u>	<u>37,900円</u>
	<u>39,500円</u>	<u>43,400円</u>
	<u>45,000円</u>	<u>49,500円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>56,100円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>63,800円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>73,100円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>84,100円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>96,800円</u>
<u>第61条第1項第2号ア</u>	<u>111,000円</u>	<u>122,100円</u>
	<u>6,500円</u>	<u>7,100円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>9,900円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>13,200円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>20,300円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>24,200円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>28,000円</u>
<u>第61条第1項第2号イ</u>	<u>29,500円</u>	<u>32,400円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>5,100円</u>
	<u>8,000円</u>	<u>8,800円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>12,600円</u>

	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第61条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円

	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第61条第1項第4号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第61条第1項第5号ア	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

3 前2項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項または第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項または第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

4 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用に

2 前項の 規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

(削除)

ついては、当該自動車は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号および第6項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号および第6項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するものをいう。第6項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（第6項第4号および第8項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出

量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第6項に規定するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第61条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円

	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
	8,000円	4,000円
第61条第1項第2号イ	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
	7,500円	4,000円
第61条第1項第2号ウ(ア)	15,100円	8,000円
	10,200円	5,500円
第61条第1項第2号ウ(イ)	20,600円	10,500円
	12,000円	6,000円
第61条第1項第3号ア(ア)	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
	26,500円	13,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	32,000円	16,000円

	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円

	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

5 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車 (削除)

のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第61条第1項第1号ア	7,500円	6,000円
	8,500円	6,500円
	9,500円	7,500円
	13,800円	10,500円
	15,700円	12,000円
	17,900円	13,500円
	20,500円	15,500円
	23,600円	18,000円
	27,200円	20,500円
	40,700円	31,000円
第61条第1項第1号イ	29,500円	22,500円
	34,500円	26,000円
	39,500円	30,000円
	45,000円	34,000円
	51,000円	38,500円
	58,000円	43,500円

	66,500円	50,000円
	76,500円	57,500円
	88,000円	66,000円
	111,000円	83,500円
第61条第1項第2号ア	6,500円	5,000円
	9,000円	7,000円
	12,000円	9,000円
	15,000円	11,500円
	18,500円	14,000円
	22,000円	16,500円
	25,500円	19,500円
	29,500円	22,500円
	4,700円	3,500円
第61条第1項第2号イ	8,000円	6,000円
	11,500円	9,000円
	16,000円	12,000円
	20,500円	15,500円
	25,500円	19,500円
	30,000円	22,500円
	35,000円	26,500円
	40,500円	30,500円
	6,300円	4,700円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	6,000円
	15,100円	11,500円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	8,000円
	20,600円	15,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	9,000円
	14,500円	11,000円

	17,500円	13,500円
	20,000円	15,000円
	22,500円	17,000円
	25,500円	19,500円
	29,000円	22,000円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	20,000円
	32,000円	24,000円
	38,000円	28,500円
	44,000円	33,000円
	50,500円	38,000円
	57,000円	43,000円
	64,000円	48,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	25,000円
	41,000円	31,000円
	49,000円	37,000円
	57,000円	43,000円
	65,500円	49,500円
	74,000円	55,500円
	83,000円	62,500円
第61条第1項第4号	4,500円	3,500円
	6,000円	4,500円
第61条第1項第5号ア	23,600円	18,000円
	27,600円	21,000円
	31,600円	24,000円
	36,000円	27,000円
	40,800円	31,000円
	46,400円	35,000円
	53,200円	40,000円

	61,200円	46,000円
	70,400円	53,000円
	88,800円	67,000円
第61条第2項第1号	3,700円	2,800円
	4,700円	3,500円
	6,300円	5,000円
第61条第2項第2号	5,200円	4,000円
	6,300円	5,000円
	8,000円	6,000円

6 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準

_____に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車_____

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号および第5号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率

に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度

の
4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

(省略)

	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第61条第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第61条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円

	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第61条第1項第4号	4,500円	1,500円

	6,000円	1,500円
第61条第1項第5号ア	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第61条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
-------------	--------	--------

	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
<u>第61条第1項第1号イ</u>	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
<u>第61条第1項第2号ア</u>	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円

第61条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	16,500円

	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

8 第4項（第4号に係る部分に限る。）および第5項の規定は、平成27年（削除）

度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2
第12項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車

であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同条第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

9 第4項および第5項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）ならびに第6項および第7項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、第3項の規定を準用する。

第10条の4～第18条 省略

第19条 当分の間、平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあ

5 前2項

の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

第10条の4～第18条 省略

第19条 当分の間、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあ

るのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条～第22条 省略

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内の第42条第1項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 および3 省略

第24条 省略

るのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条～第22条 省略

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内の第42条第1項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 および3 省略

第24条 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等) 第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、次の各号に掲げる期間に取得された同条第1項に規定する他の自動車(第59条に規定する自動車に限る。)に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。 (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分 (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分 および平成27年度分 (3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分 および平成28年度分 2～4 省略	(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等) 第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第59条に規定する自動車に限る。)に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。 (1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分 および平成28年度分 (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分 2～4 省略
--	---

滋賀県税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

旧	新
（滋賀県税条例の一部改正） 第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。 （中略） <u>第38条の3第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。</u> （中略） <u>付則第19条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。</u> （中略） 第2条および第3条 省略 付 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（滋賀県税条例の一部改正） 第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。 （中略） （削除） （中略） （削除） （中略） 第2条および第3条 省略 付 則 （施行期日） 1 省略

(1) 第1条中滋賀県税条例第38条の16第1項および第38条の16の2第1項の改正規定ならびに同条例付則第7条の2の4第1項の改正規定ならびに第3条中滋賀県税条例の一部を改正する条例付則第3項の改正規定ならびに付則第11項の規定 平成27年10月1日 (2) 第1条中滋賀県税条例第18条第2項および第36条の12第1項の改正規定ならびに同条例付則第5条第1項の改正規定、同条例付則第11条の2の次に1条を加える改正規定および同条例付則第14条の3の2の次に1条を加える改正規定ならびに付則第2項および第3項の規定 平成28年1月1日 (3) 第1条中滋賀県税条例第29条第3項および第4項ならびに第38条の3第1項および第3項の改正規定ならびに同条例付則第10条および第19条の改正規定ならびに付則第6項から第10項までおよび第12項から第25項までの規定 平成28年4月1日	(1) 第1条中滋賀県税条例第38条の16第1項および第38条の16の2第1項の改正規定ならびに同条例付則第7条の2の4第1項の改正規定ならびに第3条中滋賀県税条例の一部を改正する条例付則第3項の改正規定ならびに付則第6項の規定 平成27年10月1日 (2) 省略 (3) 第1条中滋賀県税条例第29条第3項および第4項 の改正規定ならびに同条例付則第10条 の改正規定ならびに付則第7項から第20項まで の規定 平成28年4月1日
2～5 省略 (事業税に関する経過措置)	2～5 省略
6 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。	(削除)
7 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の28年新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）で除して計算した金額。以下付則第10項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、28年新条例付則第19条の規定により読み替えられた28年新条例第38条の3第1項第	(削除)

1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第72条の25の規定によって納付すべき事業税額、28年新法第72条の28の規定によって納付すべき事業税額または28年新法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（以下付則第10項までにおいて「事業税額」という。）から控除する。

(1) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（他の1以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、28年新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。付則第9項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成28年3月31日現在における付則第1項第3号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例（以下「28年旧条例」という。）第38条の3第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額（他の1以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、28年新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた額とする。付則第9項において「課税

標準資本金等の額」という。)に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第38条の3第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

(3) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を28年新条例第38条の3第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額(他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、28年新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる28年旧条例付則第19条の規定により読み替えられた28年旧条例第38条の3第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

8 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が (削除)

30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

9 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県 (削除)

において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、28年新条例付則第19条の規定により読み替えられた28年新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分

の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

(1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第38条の3第3項第1号アに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

(2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第38条の3第3項第1号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

(3) 当該事業年度の28年新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を28年新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額(当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)に、平成28年3月31日現在における28年旧条例付則第19条の規定により読み替えられた28年旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

10 28年新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が (削除)

30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

(地方消費税に関する経過措置)

11 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（新条例第38条の16第1項に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）および特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。 （県たばこ税に関する経過措置）	6 省略
12 別段の定めがあるものを除き、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった28年旧条例 付則第10条第1項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。	7 別段の定めがあるものを除き、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった平成28年3月31日現在における付則第1項第3号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例（以下「28年旧条例」という。）付則第10条第1項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
13 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、28年新条例第40条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。別段の定めがあるものを除き、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった28年旧条例付則第10条第1項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円	8～10 省略

- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円
- 14 平成28年4月1日前に28年旧条例第40条第1項に規定する売渡または同条第2項に規定する売渡もしくは消費等（28年旧条例第40条の5第1項第1号および第2号に規定する売渡を除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年新条例第40条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する紙巻たばこ3級品の本数および当該紙巻たばこ3級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数
- (2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ3級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 16 付則第14項に規定する者が、前項の規定による申告書を、27年改正法 附則第20条第4項に規定する市町たばこ税に係る申告書または所得税法等改正法附則第52条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長ま

- 11 付則第9項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号） 附則第20条第4項に規定する市町たばこ税に係る申告書または所得税法等改正法附則第52条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長ま

たは税務署長に提出したときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

17 付則第15項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

18 付則第14項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（28年新条例第40条の3から第40条の5までおよび第40条の7から第40条の9までの規定を除く。）を適用する。この場合において、28年新条例第40条の9の2の規定中「第40条の7第1項から第3項まで」とあるのは「滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第50号）付則第15項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」とする。

19 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、付則第14項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年新条例第40条の8の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第40条の7第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

20 平成29年4月1日前に28年新条例第40条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（28年新条例第40条の5第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売

たは税務署長に提出したときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

12 付則第10項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

13 付則第9項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（28年新条例第40条の3から第40条の5までおよび第40条の7から第40条の9までの規定を除く。）を適用する。この場合において、28年新条例第40条の9の2の規定中「第40条の7第1項から第3項まで」とあるのは「滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第50号）付則第10項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」とする。

14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、付則第9項の規定により県たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年新条例第40条の8の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、または納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除または還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、または当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第40条の7第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

15 省略

販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

21 付則第15項から第19項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第15項	前項に	付則第20項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
付則第15項第2号	前項	付則第20項
付則第16項	付則第14項	付則第20項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第9項において準用する同条第2項
付則第17項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

16 付則第10項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第10項	前項に	付則第15項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
付則第10項第2号	前項	付則第15項
付則第11項	付則第9項	付則第15項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第9項において準用する同条第2項
付則第12項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

付則第 18 項	付則第 14 項	付則第 20 項
	同項	同項および付則第 15 項
	付則第 15 項	付則第 21 項において準用する 付則第 15 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
付則第 19 項	付則第 14 項	付則第 15 項

22 平成30年 4 月 1 日前に28年新条例第40条第 1 項に規定する売渡したまたは17 省略

同条第 2 項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

23 付則第15項から第19項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第 15 項	前項に	付則第 22 項に
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
付則第 15 項第	前項	付則第 22 項

付則第 13 項	付則第 9 項	付則第 15 項
	同項	同項および付則第 10 項
	付則第 10 項	付則第 16 項において準用する 付則第 10 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
付則第 14 項	付則第 9 項	付則第 10 項

18 付則第10項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第 10 項	前項に	付則第 17 項に
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
付則第 10 項第	前項	付則第 17 項

2号		
付則第16項	付則第14項	付則第22項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第11項において準用する同条第2項
付則第17項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
付則第18項	付則第14項	付則第22項
	同項	同項および付則第15項
	付則第15項	付則第23項において準用する付則第15項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
付則第19項	付則第14項	付則第22項

2号		
付則第11項	付則第9項	付則第17項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第11項において準用する同条第2項
付則第12項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
付則第13項	付則第9項	付則第17項
	同項	同項および付則第10項
	付則第10項	付則第18項において準用する付則第10項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
付則第14項	付則第9項	付則第17項

24 平成31年4月1日前に28年新条例第40条第1項に規定する売渡または19 省略

同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内にある場合に限り、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡した

ものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

25 付則第15項から第19項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第15項	前項に	付則第24項に
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第15項第2号	前項	付則第24項
付則第16項	付則第14項	付則第24項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第13項において準用する同条第2項
付則第17項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
付則第18項	付則第14項	付則第24項
	同項	同項および付則第15項
	付則第15項	付則第25項において準用する付則第15項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第19項	付則第14項	付則第24項

20 付則第10項から第14項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第10項	前項に	付則第19項に
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第10項第2号	前項	付則第19項
付則第11項	付則第9項	付則第19項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第13項において準用する同条第2項
付則第12項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
付則第13項	付則第9項	付則第19項
	同項	同項および付則第10項
	付則第10項	付則第20項において準用する付則第10項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
付則第14項	付則第9項	付則第19項